広　報　資　料
平成３０年５月２４日
給　与　厚　生　課

平成29年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1　申請及び裁定の状況

(1)　申請の状況

区　分	27年度	28年度	29年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	452 (552)	460 (536)	390 (454)	-70 (-82)
遺族給付金 (申請件数)	156 (256)	158 (234)	111 (175)	-47 (-59)
重傷病給付金	189	181	171	-10
障害給付金	107	121	108	-13

(2)　裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区　分	27年度	28年度	29年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	455 (559)	440 (524)	397 (461)	-43 (-63)
支給裁定 (裁定件数)	422 (523)	390 (470)	353 (414)	-37 (-56)
遺族給付金 (裁定件数)	141 (242)	129 (209)	114 (175)	-15 (-34)
重傷病給付金	177	164	150	-14
障害給付金	104	97	89	-8
不支給裁定 (裁定件数)	33 (36)	50 (54)	44 (47)	-6 (-7)
仮給付決定に係る被害者数 (裁定件数)	10 (11)	1 (1)	3 (3)	+2 (+2)

○　裁定までに要した期間は平均約6.4か月

2　支給裁定額の状況

（単位：千円）

区　分	裁定額	前年度比	平均裁定額	最高支給額
遺族給付金	716,457	+89,377	6,285	29,694
重傷病給付金	36,644	+1,567	244	1,200
障害給付金	248,033	+27,891	2,787	26,554
裁定総額	1,001,135	+118,834		

(※千円未満四捨五入)

○　支給裁定件数（被害者数）は減少しているが、裁定総額は増加
○　減額裁定（被害者数）は113人（前年度比-21人）

3　不支給裁定の理由

（単位：人）

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	18
当該死亡、障害等に犯罪行為との因果関係が認められなかった、又は、犯罪被害に該当しなかった	11
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	10
被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった	3
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	2

4　国家公安委員会に対する審査請求の状況

○　申立　22件（前年度比＋14件）
○　裁決　13件（前年度比＋１件）

参考

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

1　施行以来の推移（年度別、被害者ベース）※裁定額の単位は百万円

	S56以前	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3
申請	146	211	211	171	193	179	156	135	140	143	131
裁定	95	167	179	169	178	164	160	157	181	130	144
裁定額	308	493	569	555	519	521	551	556	549	416	529

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
申請	145	133	125	160	151	172	187	217	333	276	425
裁定	140	137	128	121	136	164	178	151	179	438	411
裁定額	545	545	503	523	522	597	629	587	655	1,497	1,127

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
申請	505	458	465	491	448	462	589	585	652	619	558
裁定	456	465	412	458	445	407	566	563	715	573	571
裁定額	1,258	1,247	1,133	1,272	932	907	1,277	1,311	2,065	1,509	1,233

	26	27	28	29	累計
申請	531	452	460	390	11,805
裁定	559	455	440	397	11,389
裁定額	1,243	991	882	1,001	31,557

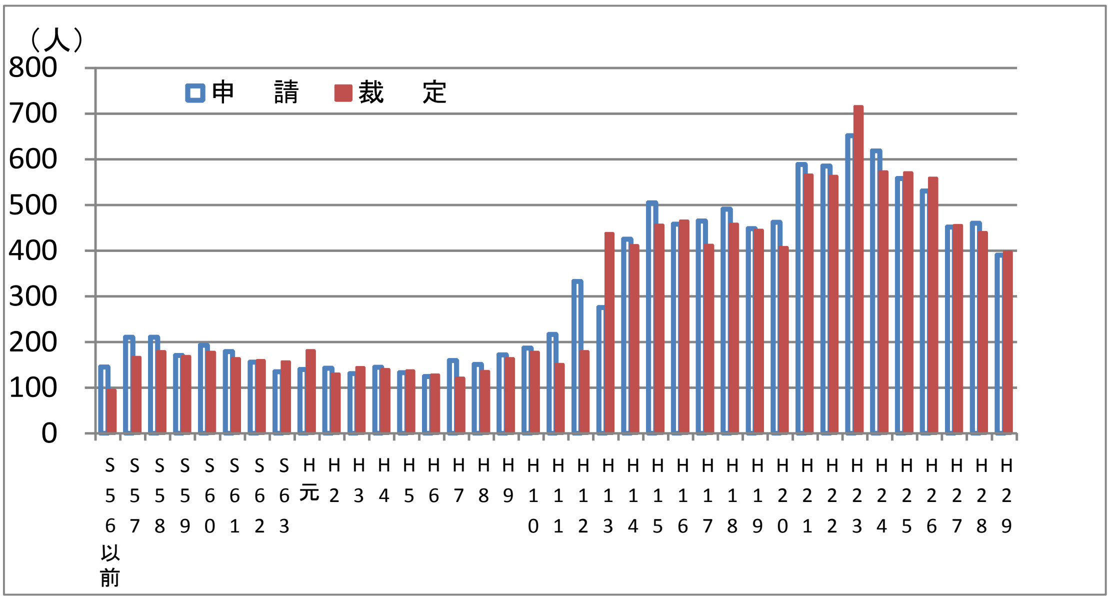

2　審査請求の推移（年度）

	S55~H2	H3~H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受理件数	5	8	3	3	1	3	5	5	4	1	4	14	12	8
処理件数	5	6	4	4	1	0	3	5	6	3	2	5	10	1

	H25	H26	H27	H28	H29	計
受理件数	8	13	18	8	22	137
処理件数	11	11	8	12	15	111

※ H15, H21, H24, H25, H26の処理件数には、それぞれ取下げ１件を含む。

※ H29の処理件数には、取下げ２件を含む。